

瀬戸市交通児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 5 号

瀬戸市交通児童遊園の管理及び運営に関する規則の一部を改正する  
規則

瀬戸市交通児童遊園の管理及び運営に関する規則（昭和 4 6 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第 2 条 交通児童遊園の利用時間は、<u>午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、屋外遊具については、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間、午前 9 時から午後 5 時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(開園時間)</p> <p>第 2 条 交通児童遊園の開園時間は、<u>次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>4 月 1 日から 10 月 31 日まで、午前 9 時から午後 5 時まで</u></p> <p>(2) <u>11 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで、午前 9 時から午後 4 時まで</u></p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。